

1

こせき じゅうみんひょう  
戸籍・住民票

じゅうみんひょう  
(1) 住民票

あなたの名前、生まれた年・月・日、住んでいる場所などが書いてあります。外国人については、国籍・地域、在留資格、在留期間なども記録・証明します。印鑑登録・国民健康保険・税金などの基本になります。

次の人は、日本人と同じように住民票を作ることができます。

じゅうみんひょう つく  
《住民票を作ることができる人》

- ① 中長期在留者(在留カードを持っている人)  
短期滞在・外交・公用の在留資格以外の人で、3か月を超える在留資格のある外国人
  - ② 特別永住者
  - ③ 日本で生まれた外国人  
日本で生まれた日から60日まで在留資格がなくても日本にすることができます。
  - ④ 日本の国籍を失った外国人  
国籍を失ってから60日まで在留資格がなくても日本にすることができます。
  - ⑤ 一時庇護許可者、仮滞在許可者
- ※①から⑤以外の人は住民票を作ることができません。  
住民票の写しや印鑑証明も出すことはできません。

じゅうみんひょう うつ  
(2) 住民票の写し

住民票に書いてあることを証明する必要があるときは、区役所で住民票の写しを発行します。必要なものを持って戸籍住民課が各特別出張所(P.23)に申し込んでください。

申し込むときに必要なもの	必要なお金	申し込む場所
申し込む人の本人を確認できる書類(在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、保険証、パスポートなど)	1通300円	戸籍住民窓口 各特別出張所(P.23)

※あなたの代わりにほかの人(代理人)が申し込むこともできます。そのときは、「委任状」と代理人の本人を確認できる書類(在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、保険証、パスポートなど)を持ってきてください。

(3) 日本以外の国から来て大田区に住むとき、住所が変わったときの手続き

【問合先】戸籍住民課 ☎ 03-5744-1185

住所の手続きは、戸籍住民課が特別出張所(P.23)でします。

※届出…区役所などに必要なものを出すこと

届出の種類	届出の期間	届出に必要なもの
日本以外の国からの転入届	日本に住み始めた日から14日以内	在留カード、パスポート、仮滞在許可書、一時庇護許可書 特別永住者証明書 ※世帯主との関係を証明するものがあります。
中長期在留者等になったときの届出	なった日から14日以内	
大田区以外からの転入届	引っ越しをしてから14日以内	以前あなたが住んでいた区市町村からもらった転出証明書と世帯全員の在留カード(特別永住者の人は特別永住者証明書)
転出届	引っ越しをする前	
転居届	引っ越しをしてから14日以内	世帯全員の在留カード(特別永住者の人は特別永住者証明書)
世帯変更届	変更があった日から14日以内	※国民健康保険証、介護保険証、乳幼児医療証、後期高齢者医療被保険者証などを持っているときは、区役所に返してください。 ※続柄を変えるときは、続柄を証明するものとそれを日本語に翻訳したものがが必要です。
世帯主との続柄の変更届		

※あなたの代わりにほかの人(代理人)が申し込むこともできます。そのときは、「委任状」と代理人の本人を確認できる書類(在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、保険証、パスポートなど)を持ってきてください。

- ※世帯…同じ家で生活する人のグループ。
- ※世帯主…同じ家で生活するグループの代表の人。
- ※続柄…家族の間の関係。

こ せきかんけい とどけ で  
**(4) 戸籍関係の届出**

といあわせさき こ せきじゅうみん か  
**【問合せ】 戸籍住民課 ☎ 03-5744-1183**

とどけ で しゅるい きかん 届出の種類/期間	だ ぼしよ 出す場所	とどけ で ひつよう 届出に必要なもの	だ ひと 出す人
しゅっしょうとどけ <b>出生届</b> う まれた 日 を 含め て 14日以内 ※「こども」について は 第11章 を 見て ください。(P.88)	①から ③の どれか 1つ ① 父・母の 本籍地 ② 届出人の 所在地 ③ 子の 出生地	とどけしよ おお たく つう ・届書(大田区は 1通) しゅっしょうしよめいしよ いし ・出生 証明書(医師か 助産師に 証明して もらいます)	ちち はは 父か 母 (その他の人は、 相談して くださ い)
ごんいんとどけ <b>婚姻届</b> ※「結婚」については 第6章 を 見て くだ さい。(P.56)	①から ②の どれか 1つ ① 夫になる人か 妻にな る人の 本籍地 ② 夫になる人か 妻にな る人の 所在地	とどけしよ おお たく つう ・届書(大田区は 1通) ひつよう しゅるい ・必要な 書類について は 第6章(P.56) を 見 てください。 まどぐち くひと ほんにん ・窓口 に 来る人の 本人 を確認できる書類(在 りゅう かーど、特別永 住者証明書、パス ポートなど)	おつと ひと 夫になる人、 つま ひと 妻になる人
きょうぎ りごんとどけ <b>協議離婚届</b> ※「離婚」については 第6章 を 見て くだ さい。(P.57)	①から ②の どれか 1つ ① 夫婦の 本籍地 ② 夫婦の 所在地	とどけしよ おお たく つう ・届書(大田区は 1通) ひつよう しゅるい ・必要な 書類について は 第6章(P.57) を 見 てください。 まどぐち くひと ほんにん ・窓口 に 来る人の 本人 を確認できる書類(在 りゅう かーど、特別永 住者証明書、パス ポートなど)	おつと つま 夫、妻
しぼうとどけ <b>死亡届</b> 死亡したことを 知っ た 日から 7日以内	①から ③の どれか 1つ ① 死亡した人の 本籍地 ② 届出人の 所在地 ③ 死亡地	とどけしよ おお たく つう ・届書(大田区は 1通) しぼうしん だんしよ いし ・死亡診断書(医師に 証明してもらいま す)	しぼう ひと しん 死亡した人の 親 族か 同居者 (その他の人は、 相談して くださ い)
しぼうとどけ だ く まい か そうきよ か しやう 死亡届を出したときに、区から 埋火葬許可証を もらうことが でき ます。			

※日本以外の 国で 死亡したときは・・・

じゅうみんひやう け ひつよう しぼう  
 住民票を 消す 必要があるので、死亡したことが わかる 証明書の 原本と、それを  
 にほんご ほんやく ほんやく じゅうび じゅうみんとうろく しやうせん おな た ひと  
 日本語に 翻訳したものを 準備します。住民登録のある 区市町村に 同じ 世帯の人

が持って いきます。 手続きを します。

※「出す場所」の「所在地」は、住んでいる 場所の ほかに、短い時間 いた場所を 含みます。

2

ざいりゅう か ー ど とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ  
在留カード・特別永住者証明書

【問合先】 ざいりゅう か ー ど とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ  
(問合先) 在留カードについて → 東京 出入国在留管理局

☎ 0570-034259

とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ  
特別永住者証明書について → 戸籍住民課

☎ 03-5744-1187

ちゅうちよう き ざいりゅうしゃ ざいりゅう か ー ど とくべつえいじゅうしゃ とくべつえいじゅうしゃ  
※ 中長期在留者は「在留カード」を、特別永住者は「特別永住者  
証明書」をもらいます。



ざいりゅう かん てつづ ざいりゅう か ー ど とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ こうしん てつづ  
(1) 在留に関する手続き、在留カードと特別永住者証明書の更新手続き

つぎ てつづ しゅうつにゅうこくざいりゅうかん り ちようおおた く す がいこくじん とくきようしゅう  
次の手続きは、すべて 出入国在留管理庁(大田区に住んでいる外国人は 東京 出  
にゅうこくざいりゅうかん り きょく  
入国在留管理局)です。

- ちゅうちよう き ざいりゅうしゃ ざいりゅう しやく へんこう  
・ 中長期在留者の在留資格の変更
- ざいりゅう き かん こうしん  
・ 在留期間の更新
- ざいりゅう か ー ど こうしん  
・ 在留カードの更新
- な まえ こくさき へんこう  
・ 名前や国籍などの変更
- あか ー う ざいりゅう しやく  
・ 赤ちゃんが生まれたときの在留資格

とくべつえいじゅうしゃ な まえ こくさき へんこう とくべつえいじゅうしゃしやうめいしよ こうしん こくさきじゅう  
特別永住者の名前・国籍の変更、特別永住者証明書の更新については、戸籍住  
民課で 手続きを します。

## (2) 在留カードとは

在留カードは、法律に違反していない中長期在留者に対して発行する証明書です。

在留カードにはICチップが入っています。にせものを防ぐためです。ICチップは在留カードに書いてあることの全部または一部を記録します。

### \* 中長期滞在者とは・・・

在留管理制度の対象になる中長期在留者とは、次の全部に当てはまらない人です。

- ・[3か月]以下の在留期間が決まった人
- ・[短期滞在]の在留資格が決まった人
- ・[外交]か[公用]の在留資格が決まった人
- ・[特定活動]の在留資格が決まった人で、台湾日本関係協会が日本に置いた事務所(駐日台北経済文化代表事務所など)か駐日パレスチナ総代表部の職員やその家族
- ・特別永住者
- ・仮放免者
- ・在留資格を持っていない人

## ① 在留カードの有効期間

在留カードには有効期間があります。有効期間が終わる前に、東京出入国在留管理局で有効期間の変更の申し込みをしてください。

### 【永住者】

- ・16歳以上の人・・・発行から7年間
- ・16歳未満の人・・・16歳の誕生日まで

### 【永住者以外】

- ・16歳以上の人・・・在留期間が終わる日まで
- ・16歳未満の人・・・在留期間が終わる日か、16歳の誕生日のどちらか早い日まで

## ② 東京出入国在留管理局での手続き

### ① 名前、生年月日、性別、国籍・地域の変更届

結婚などして、名前、国籍・地域が変わったときや、その他生まれた年月日、性別が変わったときは、変わった日から14日以内に東京出入国在留管理局に変更届を出してください。

② 在留カードの有効期間更新申請

永住者の人や、16歳未満の人で在留カードの有効期限が16歳の誕生日までの人は、有効期間が終わる前に東京出入国在留管理局で手続きをします。在留カードの有効期間を変更してください。

- ・永住者の人・・・有効期間が終わる2か月前から申し込むことができます。
- ・16歳未満の人で在留カードの有効期間が16歳の誕生日までの人
- ・・・・16歳の誕生日の6か月前から申し込むことができます。

③ 在留カードの再交付申請

在留カードを失くしたり、盗まれたり、破れたり、汚れて使えなくなったときは、東京出入国在留管理局に再発行を申し込んでください。そのときは、次のことに注意してください。

- ・在留カードを失くしたり、盗まれたりしたときは、そのことを知った日(日本以外の国で知ったときは、日本に再び入った日)から14日以内に再発行を申し込んでください。
- ・在留カードがとでも汚れたり、破れたりして使えなくなったときは、早く再発行を申し込んでください。

※申し込むときに必要なものなど、詳しいことは東京出入国在留管理局に聞いてください。

3

印鑑登録

【問合先】 戸籍住民課 ☎ 03-5744-1185

土地や建物の売買や登記(誰のものかをはっきりさせる手続き)、契約をするときには、サインの代わりとして、実印や印鑑登録証明書が必要です。そのためにあなたの印鑑(はんこ)を登録します。

(1) 大田区で印鑑登録ができる人

大田区に住民票がある人です。登録は1人につき1個です。15歳未満の人と成年被後見人は登録することができません。

成年被後見人と一緒に行くときは、登録することができます。

※成年被後見人とは、認知症などで判断能力が低くなった人の財産を守るために、家庭裁判所が認めた人のことです。

## (2) 印鑑登録の手続き

印鑑登録の手続きをするときは、次のものを戸籍住民課か各特別出張所(P.23)に持って行き、必ずあなたが申し込みをします。

- ・住民票に書いてある名前や呼び名の印鑑(はんこ)
  - ・在留カードや特別永住者証明書など、本人を確認できる書類
- 登録した人は、印鑑登録証をもらうことができます。かかるお金は100円です。

## (3) 登録する印鑑の条件

印鑑(はんこ)を押したときの大きさにはきまりがあります。

- ・一辺の長さが8ミリメートルの正方形を超えるもの
- ・一辺の長さが25ミリメートルの正方形を超えないもの

※ゴムでできたものなど、形が変わりやすいはんこや外側に枠がないはんこ、大きく欠けているはんこは登録することができません。

## (4) 印鑑登録証を失くしたとき

「印鑑登録証亡失届」を区役所に出して、もう一度印鑑登録をする必要があります。

## (5) 印鑑登録証明書をもらう

各特別出張所(P.23)か大田区役所本庁舎1階戸籍住民窓口で申し込みをします。本人や代わりの人でも申し込むことができます。必ず印鑑登録証を持ってきます。かかるお金は、1通300円です。



